

議員協議会

令和2年11月10日
委員会室

- 1 開 会
- 2 配布資料の確認
- 3 理事者報告
オリナスへの移行予定について
- 4 総務産業常任委員会からの報告
- 5 各組合議会等からの報告
(播磨内陸医務事業組合議会、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園議会、北はりま消防組合議会)
- 6 その他

各種組合議会等日程一覧

R 2.11.10 議員協議会

| 開催日 | 組合議会名 | 報告者 | 構成メンバー | |
|--------|---------------------------|------|--------|------|
| | | | | |
| 10月15日 | 播磨内陸医療事業組合 | 浅田康子 | 坂部武美 | 浅田康子 |
| 10月22日 | 北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園議会 | 村井正信 | 村井正信 | 寺北建樹 |
| 10月27日 | 北はりま消防組合 | 浅田康子 | 浅田康子 | 寺北建樹 |

令和2年11月30日

西脇市議会

議長 村井 公平 様

総務産業常任委員会

委員長 林 晴信

「西脇市における空き家問題」所管事務調査について

総務産業常任委員会では、令和2年3月定例会で「西脇市における空き家問題」を所管事務調査項目として特定し、以来継続して調査を行ってきました。その調査の概要報告と、課題解決に向けて委員会として市長に対し提言を行います。

1 西脇市の空き家の現状

令和元年10月現在

| | H28 | H29 | H30 | R 1 | 計 | 空き家等残数 |
|-------------------|---------------|-----|-----|-----|----|--------|
| 空き家等 追加調査での判明数 | | | 161 | 107 | | |
| 総数 | 654 | 654 | 815 | 922 | | |
| 老朽化が進んだ空き家 | | | | | | |
| 除却等 | 0 | 30 | 29 | 2 | 61 | 54 |
| 特定空家候補 | | | | 34 | | |
| 除却等 | | 9 | 7 | 2 | 18 | 16 |
| その他活用等 | | | | 83 | 83 | |
| 除却等 | | | | 4 | 4 | |
| 現在の空き家数 | 922-61-83-4 = | | | | | 774 |

- ・上表のとおり、空き家の総数は 774件。特定空家候補（国基準老朽度 100点以上）は、16件である。
- ・うち2名の所有者は音信不通状態にある。
- ・近隣から苦情が来ているが空き家にカウントされていない例もあった（ミス）。
- ・少子高齢化、核家族化が進み、高齢者夫婦二世帯、高齢者独居世帯も多いことから、空き家は年々急増することが予測される。
- ・老朽の判定（更新）は5年ごとに行うのが理想であるが、現実には予算の都合もあり7年、10年になることもあり得る。
- ・西脇市には「特定空家」に指定された件数は現在まで0件である。このことに対する担当課の見解は以下のとおり。
建築基準法第8条第1項に「建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、

構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない」と定められています。このため市としては、平成28年10月に空家対策計画を策定してから今まで、空き家の解体等適正管理について、法的な措置を行う前に、所有者に対応して頂くように交渉を重ねて参りましたので、現在のところ、特定空家の認定は行っておりません。

2 老朽危険空家付近の住民に対する聞き取り調査

新型コロナ禍もあり、調査進行は遅れたが、7月11日～22日にかけて、総務産業常任委員会委員を2班に分けて、4か所の現地調査及び周辺住民への聞き取り調査を行った。

空き家の状態は、「屋根瓦が崩れかけ、裏庭は荒れ放題で不審者の侵入や火事などの心配も懸念される」「台風や風の強い日には、トタンやプラスチックが飛んでくる」「庭の雑木や雑草が生い茂っており、敷地からはみ出している」「家の中にも木が生えている」など、特定空家に指定されないのが不思議な状態で放置されていた。

周辺住民も「火事が起こらないか心配」「窓を守るために防護を設置した」「庭に瓦の破片が落ちてくるので毎回掃除している」「地震や台風が怖い」など、全員が不安と苦情を口にするとともに、早く何とかしてほしいとの強い要望があった。実際、市の環境課等にも相談に行かれたそうだが、何ら好転の兆しは無いとのことだった。

3 空き家バンクの現状

別表1（西脇市空き家バンク データ総括）を参照のこと。

- ・実際に成約した数の平成29年から令和元年までの3年間の合計では、三木市が4件、小野市が9件、加東市が12件、加西市が24件、多可町が48件であり、西脇市は23件である。なお、それぞれの自治体によって集計方法が若干異なり、特に多可町では、48件という数字には空き家バンクだけではなく、不動産業者のみの取引も含まれている。
- ・取扱い業者数は、3月までは5社、4月の募集で新たに2社の申し出があり、現在7社の登録がある。しかし実際に稼働しているのは4社である。
- ・西脇市の空き家バンクは専属制を取っており、例えばAという物件に対し、Aという不動産業者が専属されると他のBやCという業者は手を出しづらい。他市は別の制度を取っているところもある。なお、不動産業者の選定は、行政が行う。
- ・物件を見るためには利用登録が必要である（冷やかし等を避けるため）。
- ・物件の案内は不動産業者の仕事であるが、時と場合により市の担当者が行くこともある。
- ・空き家バンクの利用は、西脇市に縁もゆかりもない人の利用が多い。
- ・空き家バンクからの契約に関し、行政は瑕疵責任を負わない。
- ・空き家バンクを通じた移住者に対するリサーチ等のデータはない。
- ・建築住宅課が調査したデータを基に、次世代創生課がピックアップし、その所有者に登録の勧奨に行くという取組は行っている。

4 調査及び討議経過

【経過】

- 1月14日の委員会で実質的には所管事務調査としてスタート
- 2月10日の委員会では、担当委員（中川・村岡）から「空き家問題の課題」が提出され、それを基に討議
- 5月8日の委員会では、「空き家対策について」を建築住宅課から、「空き家の利活用について」を次世代創生課からそれぞれヒアリング調査を行う。
- 7月11日～23日にかけては、2班に分かれ、老朽危険空家に対する現地視察及びその周辺住民への聞き取り調査を行う。
- 8月7日の委員会では、7月の現地視察及びその周辺住民への聞き取り調査の情報共有を行う。
- 10月2日の委員会では、事前配布の委員長作成の資料も参考に課題及び課題解決策をブレインストーミング的にホワイトボードミーティング形式で行う。
- 10月30日の委員会では、事前配布の委員長作成資料も参考に市長への提言を意見集約する。
- 11月9日の委員会では、委員長作成の報告書のたたき台を基に討議し、市長への政策提言を含んだ所管事務報告書を議決

5 委員間討議の経緯及び結論

- ・委員会では空き家の状態を段階に応じて「空き家」「老朽空き家」「老朽危険空家」と3区分して考えてみた。「空き家」とは1年以上住んでいない、又は使われていない建築物を指す。それが古くなり人が住むためには修繕が必要な状態を「老朽空き家」とし、さらに周辺に危険な状態にあるものを「老朽危険空家」とした。老朽危険空家は市行政がいう「特定空家候補」とほぼ同義である。
- ・空き家はそれぞれの段階に応じた対策が必要であり、また空き家が老朽空き家に、老朽空き家が老朽危険空家へと悪化のステップアップをしないように考えることが大事である。空き家問題を病気に例えるなら、予防医療と対処医療が大事ということである。
- ・空き家になる前からの市民への啓発、また空き家になれば早期に空き家バンクに登録して利活用を図るといった意識の醸成を図ることをソフト事業として行うことも必要である。
- ・空き家対策を所管する建築住宅課と空き家バンクや移住施策を所管する次世代創生課とのさらなる連携が必要である。
- ・さらには空き家に対する地域住民による支援員というような形で地域を巻き込んだ体制づくりが必要である。
- ・空き家を活用促進するために、兵庫県の空き家の改修費補助制度に市の上乗せ補助制度創設の意見はあったが、現段階では必要なし。
- ・同じく空き家を活用促進するために、他市で見られるような空き家家財道具等処分費補助制度創設の意見はあったが、現段階では必要なし。
- ・老朽危険空家所有者に対する相談、助言通知や指導等の頻度はもっと上げるべきである。

- ・老朽危険空家除去のために、他市で見られるような除去費用に対する補助制度創設の意見はあったが、所有者に対する「利益供与」になるという意見もあり現段階では必要なし。
- ・同じく空き家除去促進のために、他市で見られるような自発的な空き家の除却に対する固定資産税減免制度創設の意見はあったが、現段階では必要なし。
- ・現在、相当な老朽危険空家でも特定空家に指定をしていないが、建築物の状態が特定空家の基準を満たせば、速やかに特定空家指定の手続に入るべきである。
- ・住民からの発議があれば、審議会の審査を経て特定空家指定へと進むスキームの創設は急務である。

6 課題解決に向けた市長への政策提言

総務産業常任委員会としては約10か月に及ぶ調査と討議に基づき、以下の項目について市長への政策提言とする。

- (1) 市が覚知している特定空家候補建築物については、審議会を経て速やかに特定空家に指定し、指導助言、勧告、措置命令等の手順を踏み、行政代執行に移ること。また所有者不明については速やかに略式代執行の手続へ移り、住民の不安の払しょくに努めること。
- (2) 住民発議から審議会を経て特定空家指定へと進むスキームの早期確立を図ること。
- (3) 空き家バンクについて、登録物件の掘り起しを進めるとともに、さらに不動産業者が積極的に関わることができる取組を推進すること（別紙資料1参考）。また空き家対策の専任職員の配置を検討するとともに、移住・定住の促進を含め、関係課のさらなる連携を図ること。
- (4) 今後ますます増加が予測される空き家に対し、市民との連携の強化を図り、空き家問題の解決につなげること。
- (5) 空き家問題については、専用パンフレットの作成や市民向けセミナーを開催する等、さらに市民に対して啓発と意識の醸成を図ること（別紙資料2参考）。

- ・南丹市は、空き家バンクの所有者登録と利用登録とのミスマッチ(平成29年3月末現在:所有者登録数26件、利用登録数:143件)の要因として、登録を働きかける主体と所有者との信頼関係、空き家内の家財道具等の存在、思い出が残る空き家を手放せない等の感情面などの課題を確認。
- ・市は空き家を資源として定住促進及び地域振興に活用するために、平成29年度から所有者等にとって信頼のある行政区や地域団体による空き家の掘り起こしや家財道具撤去等の掃除支援、市による写真アルバム等の思い出保存の3事業を柱とした「空き家流動対策事業」に取組む。

■南丹市空き家流通促進事業の概要

(実績は平成29年度末現在)

| 事業項目 | 事業主体 | 事業内容 | 対象経費 | 実績 |
|-------------|------------|--|--|---------------|
| ①空き家掘り起こし事業 | 行政区又は地域団体※ | <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体の働きかけにより、所有者等が空き家バンクへの登録に同意し、空き家バンクに新規登録した場合、その活動に対する報奨金を支給 ・上記の働きかけにより空き家バンクに登録された空き家が新規に活用された場合、その活動に対する報奨金を支給 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規登録1物件につき3万円支給 ・新規活用物件につき2万円支給 | 15件 9件 |
| ②空き家掃除お助け事業 | 行政区又は地域団体※ | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクに登録された空き家又は新規活用が見込まれる空き家について、事業主体が所有者等の同意を得たうえで、空き家の家財道具撤去等の作業を行う場合、作業経費の一部を補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・作業で生じる廃棄物処分費(バケツト代)の全額補助 ・上限20万円/件 | 9件 |
| ③空き家思い出事業 | 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクに登録した所有者等が当該空き家の思い出を残すための写真アルバムを市が制作し、所有者等に贈呈 | <ul style="list-style-type: none"> ・写真アルバムの制作及び贈呈に要する経費を市が負担 | 1件 |

※A4サイズ・両面カラー印刷・6ページで、合計8カットを上限

※地域団体:行政区等により構成され、地域に根ざした活動を行う団体で、地域の実情に精通し、移住者の受け入れや移住後の支援まで丁寧に行える体制を整備している等の団体

- ・羽島市は、平成28年7月策定の空家等対策計画の施策の柱の一つに「将来の空家等の増加の抑制」を位置づけ、市民への啓発手段として、高齢者単独世帯や相続予定者などの空家予備軍を含めた空き家所有者等を対象とした『わが家の終活』を計画に明記。平成29年度にセミナーを計2回開催。
- ・セミナーは、NPO岐阜空き家共生ネットワーク等と連携し、市職員や司法書士等が講師となって、住まいの終活の必要性、家族・相続予定者等の選択肢、相続者等が居住する場合の留意点、住宅を処分する場合の留意点、住まいのエンディングノートなどを説明。
- ・併せて「わが家の終活パンフレット」を作成し、市公式ウェブサイトに掲載。

■わが家の終活セミナー（説明概要）

| | | | |
|---|--|---|---|
| <p>住まいの終活とは あらかじめ自分が住まいをどうしたいか ・受贈者の意向を事前に確認 ・いざというときに処分（換価）</p> | <p>エンディングノートとは もしものことがあった時のために家族等に 伝えておきたいことを まとめておくノート</p> | <p>不動産 住んでほしい 譲りたい（だれ） 売却してもよい（いつ）</p> | <p>予め用意することが望ましい書類等 ・建物関係の契約書 ・保険契約書類 ・土地、建物の権利証 ・税金関係書類 ・重要事項説明書 ・竣工段階の設計図書 ・融資関係書類 など</p> |
|---|--|---|---|

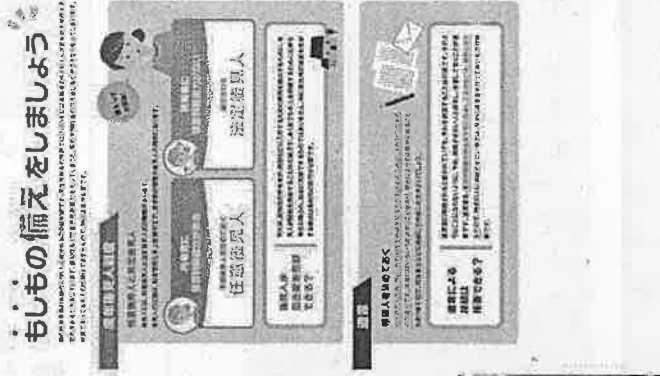
■わが家の終活パンフレット（抜粋）



「空き家」放置していませんか？
 空き家対策として、高齢者単独世帯や相続予定者などの空家予備軍を含めた空き家所有者等を対象とした『わが家の終活』を計画に明記。

終活とは、人生の終わりのための活動の中で、人生の最終段階に備えておくべき準備事項です。

相続とは、被相続人が死亡したとき、その財産を承継する法律行為です。



空家の相続
 相続した人の責任
 相続の手続き

【終活セミナーの様子】

西脇市空き家バンク データ総括

更新日： R2.5.7

問合せ数（単位：件）

| 内容 | 年度 | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|----|----|
| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
| 件数（全体） | 22 | 78 | 66 | 83 | 11 |
| 物件登録／利用登録 | 3 | 19 | 34 | 35 | 4 |
| 市内 | 2 | 10 | 11 | 17 | 2 |
| 県内市外 | 1 | 2 | 12 | 11 | 1 |
| 県外 | 0 | 7 | 9 | 7 | 0 |

物件登録状況
物件所在地区別申請数

| 西脇 | 津万 | 日野 | 重春 | 野村 | 比延 | 芳田 | 黒田庄 | 計 |
|-------|-------|-------|------|------|------|------|-------|--------|
| 16 | 13 | 10 | 7 | 5 | 4 | 4 | 25 | 84 |
| 19.0% | 15.5% | 11.9% | 8.3% | 6.0% | 4.8% | 4.8% | 29.8% | 100.0% |

地区別登録数
延べ件数。抹消、成約済含む

| 西脇 | 津万 | 日野 | 重春 | 野村 | 比延 | 芳田 | 黒田庄 | 計 |
|-------|-------|-------|------|------|------|------|-------|--------|
| 11 | 8 | 7 | 2 | 4 | 2 | 1 | 14 | 49 |
| 22.4% | 16.3% | 14.3% | 4.1% | 8.2% | 4.1% | 2.0% | 28.6% | 100.0% |

成約状況

| H29 | H30 | R1 | R2 | 計 |
|-----|-----|----|----|----|
| 4 | 7 | 12 | 1 | 24 |

売買・賃貸別

| 売買 | 賃貸 |
|----|----|
| 15 | 9 |

地区別（件）

| 西脇 | 津万 | 日野 | 重春 | 野村 | 比延 | 芳田 | 黒田庄 | 計 |
|-------|-------|-------|------|------|------|------|-------|--------|
| 5 | 4 | 4 | 1 | 2 | 0 | 0 | 8 | 24 |
| 20.8% | 16.7% | 16.7% | 4.2% | 8.3% | 0.0% | 0.0% | 33.3% | 100.0% |

成約者の前住所別（人）

| 市内 | 県内市外 | 県外 | 計 |
|----|------|----|----|
| 9 | 9 | 6 | 24 |

利用登録状況
（申請者住所別）（人）

| 市内 | 県内市外 | 県外 | 計 |
|-------|-------|-------|--------|
| 33 | 48 | 32 | 113 |
| 29.2% | 42.5% | 28.3% | 100.0% |

利用登録実績（年度別）（人）

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 計 |
|----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| 人 | 10 | 26 | 26 | 46 | 5 | 113 |

総務産業常任委員会と市内3商店会との課題懇談会 報告書

| | |
|------|-----------------|
| 商店会名 | 自遊空間きらら（会員46店舗） |
| 開催日時 | 令和2年10月12日 |
| 開催場所 | 上野会館 |
| 参加者数 | 男性6人、女性1人、計7人 |

参加者：大坪会長（メガネの水晶堂）、藤本（シャンドフルール）、高瀬（エイムエンタープライズ）、見坂（ミサカ印刷）、生田（couture ADAMO）、大坪（レ・ジョワイヨ・大一）、繁田（momo）【敬称略】

★1部（市議会からの報告）の意見・提案

市議会からの報告について特に質問・意見・提案なし

★2部（意見交換会）の意見・提案

① 問題提起として発言

- ・新型コロナウイルス感染症問題が出始めた4月上旬ごろ事業者は苦しんでいた。市は何もやってくれないのか、との会員の不満の声があった。
- ・きららや、市商連などから、市に要望を上げるなどの話もあった。
- ・途中から、様々な取組・施策が出されるようになり、事業者も安心してきたように思う。
- ・ポイントシール事業は、会員（事業者）もお客様も大変喜ばれた。購買意欲につながった。会員と非会員の格差を感じた。（会員になるメリットを初めて感じた）
毎年行ってほしいが、3商店街が1年ごとに行う3年に1度でもいいので実施してほしい。予算半分でもいいから、やってほしい。商業活性化のため、毎年の予算枠を取ってもらいやってほしい。そうすれば地域が活性化すると思う。
- ・プレミアム商品券では、30%還元率は強烈で期待が大きい。一方で、今までになく大きいので、今後のことを考えると心配もある。大型店との差別化を図るため個人商店で10%プレミアムをつける予定である。大抽選会の景品も会員店舗の商品にする予定。
- ・加西市のペイペイ決済（キャッシュレス決済）の事例紹介（利用すると20%ポイント還元）魅力的な取組である。このようなイベントを、市との連携・協力を希望する。（8月に実施した第1弾では67%の店舗が前月より売上を伸ばした）新規客増・市外客・客単価増につながる相乗効果の可能性はある。
- ・新しい取組であるGOTO商店街は、取組が難しそうではあるが、何かしらの動きをしたいと考えている。

② ポイントシール事業に関して（感想）

- ・参加店舗一様に、お客さんに喜んでいただき、効果があったとの評価がある。
- ・建設業でも恩恵があった。
- ・3商店会が連携してやれば、もっと市全体が盛り上がると思う。（市商連で取り組むとか）
- ・今後も実施してほしい。

- ・ポイントが満額にならず、あと1ポイント足りない場合の問題をどうにかする必要がありと思う。
 - ・業種によって、メリットの差がある。問題の改善が必要ではないか。
- ③ 新型コロナ感染風評被害について
- ・感染者が出たというデマや噂が心配。事業所が受けるダメージは大きい。救済してもらったり、相談窓口を設置してほしい。
 - ・風評被害が出ると困るので、西脇から感染者を出さないようにしてほしい。
 - ・犯人探しにつながらないように気をつける必要がある。
 - ・市長の防災無線による「西脇市でコロナ感染者は発生しておりません」という発信で、救われた。
 - ・西脇市にコロナ感染者が出たとき、市長が防災無線で放送したが、あそこまで詳しくいう必要はなかったのではないかと感じる。犯人探しにつながるようで、違和感を感じた。
- ④ 所得格差による受益の差について
- ・プレミアム商品券発行では、所得（資金力）格差が出てくるのではないかと考える。そこをフォローする施策を考える必要があるのではないかと考える。
 - ・消費拡大の施策とともに、所得格差による受益の差が大きくなるように考えてほしい。
- ⑤ G o T o 商店街について
- ・G o T o 商店街（2月まで）の取組は、難しそうである。3商店会が、連携して取り組んでほしい。
- ⑥ 少子高齢化による人口減少に関して
- ・買い物難民の方と商店街を結びつける施策を考えてほしい。（デマンド交通の説明）
 - ・今の小中学生が卒業後も、西脇市に住んでくれるかが心配である。10年・20年先を見た施策を考えて欲しい。
 - ・借金を増やすだけでなく、自分でできる施策を考えてほしい。
- ⑦ 具体的な要望
- ・ハロウィン等の商店会のイベントを今後も行っていくために、市の補助金の増額を願いたい。少なくとも現状維持してほしい。毎年20万円の予算をとることだけでも手続きが大変である。
- ⑧ その他
- ・ふるさと納税の返礼品をもっと考えてほしい。
 - ・旧村徳染工跡地に何がくるのか。都市間競争に勝てる魅力的な商業施設を呼んでほしい。同じような業態では、店同士が食い合ってしまう。できたはいいが、すぐ撤退したとらないようにしてほしい。
 - ・コロナ禍の対策で、たくさんの施策はありがたいが、その後が怖い（反動及び増税）。

| | |
|------|-------------------|
| 商店会名 | 協同組合西脇商連 (約30事業所) |
| 開催日時 | 令和2年10月13日 |
| 開催場所 | 西脇商工会議所7F |
| 参加者数 | 男性7人、女性0人、計7人 |

参加者：小林理事長（ホーライカメラ）、船田（リペアふなだ）、藤原（藤原商店）、
田中（ギフトハウスタナカ）、山下（山下商会）、長谷川（宝石・時計・メガネのはせがわ）
松岡（西脇商工会議所） 【敬称略】

★1部（市議会からの報告）の意見・提案

① 写真撮影、録音のお願いに対して

- ・本日の課題懇談会での発言は公開されるのか
⇒公開される。写真撮影は、広報等で使用する。録音は会議録を作成するためであり、発言は無記名で記録される。

② 出産応援特別給付金について

- ・里帰り出産を予定しているが支援を受けられるのか
⇒市民に対する支援であり、西脇市に住所がない場合は対象外。住所地において同様の事業がなされておれば、住所地において対象者となる。

★2部（意見交換会）の意見・提案

（議員側からの問題提起に、参加者が答えた内容が沢山あります。課題懇談会での発言内容をまとめて列記しました。）

① ポイントシール、プレミアム商品券等、様々な経済対策について

- ・ポイントシール、プレミアム商品券等の事業は、市民や地元商店への経済的な支援と考えるが、結果として大型店舗が潤うだけの対策になっている。再考すべきである。
- ・入札においても多くを市外業者が落札している。これが市内（地元）業者にまわれば、色々な支援策と同様に経済的な効果が見込める。
- ・新庁舎・市民交流施設工事のような、大きな事業では契約補償金（契約額の1割）を求められた、コロナ禍において、（発注主である）西脇市において各部署が連携してきめ細やかな対策をしてほしい。
- ・名目だけの経済対策になっていないか。

② 法人契約者の水道料金の全額免除を… 法人への支援の拡充を

- ・市内に事務所、事業所などがある法人は、法人市民税を払っているのに、一般家庭、（市内在住の）個人事業主と区別して基本料金のみが免除されるのは不公平である。
- ・融資を受ける際の信用保証料全額を補助する事業があるが、借りた金は返済が必要。個人には優しいが、法人に冷たいと感じる。

③ 西脇エールプレミアム商品券について

今回のポイントシール事業について… 「自遊空間きらら」では好評であったが

- ・ポイントシール事業は、購買増につながり効果があった。反響があつて良かった。
- ・多くは近くの小売スーパーに行っているようだが、しかしそこもなくなれば魅力がなくなるのでそれは仕方ないと思う。
- ・西脇エールプレミアム商品券に期待している。
- ・西脇エールプレミアム商品券、国のG o T o事業は、金持ちを優遇するものである。お金に困っている者は10万円も出して商品券を買うことができない。その点、ポイントシール事業は、買い物に行ったことによりシールを貼ってもらえる、日常の生活に密着した支援であり有効と考える。消費者も店主もポイントシールの方が、ありがたいと思っているのではないか。今後は、ポイントシール事業を拡充すべき。
- ・今後のポイントシール事業については、3商店会共通のポイントシールを進呈する等の取組を工夫すべきではないか。
- ・ポイントシール、商品券の他、買い物しやすい少額クーポンを配るというのもどうか。
- ・プレミアム商品券事業より、ポイントシール事業の方がいい。
- ・次々と施策を打ってくれているのでありがたい。事業と事業の狭間のつなぎの工夫を考えるべき。
- ・買い物するお店が少ない。今の施策はありがたいが、現状維持の施策にすぎない。根本的な対策としての考え方として、買い物する場所を増やしていくことが必要ではないか。そのためには起業支援が非常に重要だ。
⇒西脇市としても、起業の応援体制は整っているので、起業してほしいと願っているが。
- ・ポイントシールは1割の付加であっても効果が見込める。

④ 入札について

- ・入札について、地元業者の利用を目指してほしい。
⇒徐々に改善されているものの、全てが地元業者に…とまでは至っていない。現在では、市内業者であることが参加条件となる制限付一般競争入札を取り入れている。また、大型事業については、「下請けとして市内業者を使用すること。下請けの割合。」の制約をつけている。
- ・(3万円、5万円、10万円等の)少額でも入札が行われている、「ちょっとでも安く買えばいい」との考えでは市内業者は太刀打ちできない。
⇒法律的には、全て入札が原則である。市内、準市内を優先に入札を行っている。

⑤ 西脇商連の現状について

- ・西脇商連の発足当初は100店近くの加盟店があつたが、現在では、約30店となっている。原因は、経営者の死亡、廃業である。新規の加盟店もあるが、会員(加盟店)の増加に結び付かない。

⑥ 予算ありきの事業に頼る…現状のままでいいのか(根本的な問題解決にならない)

- ・実施されている事業は現状維持の対策であり、根本的な解決策には結び付かない。消費が低迷している中で、商品券もいいが、消費者の選択肢を増やすため店舗を増やす取組が必要ではないか。起業の支援も考えたら。空き店舗対策にもつながる。

⑦ G o T o 商店街について

- ・「3密対策等の感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街等がイベント等を実施することにより、周辺地域で暮らす消費者や生産者等が「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなる取組を支援する」という「G o T o 商店街」（国の事業）について。
⇒3商店会で取組についての会議（10月15日）を予定している。

⑧ 旧村徳染工の跡地、新庁舎の周辺の利用について

- ・村徳染工(株)の跡地について近況を説明する。建物の解体工事中である。3社のコンペにより優先交渉者を決定したところである。（優先交渉者：現時点では未公表。）
- ・近隣からの集客が見込める商業施設でなければ意味がない。地元の利便性（例えば、さとうがもう1店舗増える、というような考え方）だけでは不十分である。この街をどうするか視点が必要ではないか。西脇の在り方の根本を考えないとダメ。そこが西脇市の考え方として昔から弱い。

⑨ その他

- ・イベントの中止が続いているが、徐々に再開（緩和）を考える時期ではないか。イベントがあれば、おしゃれをして出かけようと購買意欲につながる。
- ・新型コロナウイルス感染症が収束しても、今まで通りの大々的なイベントができるのか疑問である。西脇市の特色あるイベントを考えることが必要である。
- ・今、商店会の中で空き店舗対策をやっている。〇〇横丁とか、昔ながらの市場のようなものができたらいいのでは。
⇒商業集積を図るため、商業誘致特区構想などの必要があるのではないか。
- ・西脇区内の「空き家」の活用について（空き家バンクの登録について）、敷地と建物の所有者が異なる、遠隔地の所有者が多く放置しても何の影響もない。起業を考えている若者に安価で提供できる方法を考えてほしい。
- ・新型コロナウイルスに対するワクチンが開発されれば、市が積極的にワクチン費用を補助して、「西脇市はみんながワクチン接種したクリーンな街」としてPRしてはどうか。そうすればイベントもできるのではないか。

| | |
|------|------------------|
| 商店会名 | 西脇しばざくら通り商店会協同組合 |
| 開催日時 | 令和2年10月14日 |
| 開催場所 | ミライエ 多目的ホール |
| 参加者数 | 男性3人、女性2人、計5人 |

参加者：中原（ブティックスマイル）、木川（メガネの木川）、中山（貴心）、
坂本（菓子司さかもと）、稲垣（イナガキ事務機） 【敬称略】

★1部（市議会からの報告）の意見・提案

① V字回復フェーズを一番期待している

- ・V字回復フェーズはこれからなのか。今までの予算のほとんどが生活支援か感染予防対策なので、今日は具体的な話をしていきたい。

⇒ポイントシール事業や、プレミアム付き商品券がこれにあたるが、本格的にはこれからである。

★2部（意見交換会）の意見・提案

① Go To Eat について

- ・（飲食店ではない方）西脇市で検索しても使えるお店が全然出てこない。
- ・（飲食店の方）西脇料飲組合からGo To Eat加盟の案内は来たが、登録条件がコロナ感染対策完備である。縛りがきつく、この条件に従うと商売にならないように思うのでまだ申し込めていない。また市のステッカーも考えてはいるが、条件についてや、違反した場合はどうなるのかなど、わからないことが多く前に進んでいない。消費者からも問い合わせがあるが、困っている。ちゃんとルールを守っていないとリークされるのではないかと恐れている。（SNSでのリークなど）

⇒登録後は、運用を上手くしていくしかないのではないかと。しかし、リークなどが起き、ルールに抵触する場合は出てきたら、行政としてもルールに従った指導をするしかない。

② 風評対策について

- ・一番怖いのは、風評被害。もし近辺で感染者が出た場合の被害の大きさは計り知れない。風評対策について、検討してもらいたい。

⇒良識ある市民に対して、正しい情報を流しきちっと説明するしかないと思う。

⇒市議会も啓発について決議したり、西脇市には人権推進室などもある。コロナ感染者は被害者であって犯罪者ではない。情報を出す方がいい、出さない方がいいという両方の意見があるが、市に入って来る情報は加東健康福祉事務所から、感染者の症状（軽症・重症）の情報だけで、具体的な個人情報にはわからない。難しい問題ではあるが市議会でも考えていきたい。

③ Go To 商店街について

- ・今検討しているところだが、その内容は、十分な安全対策を講じてイベントしなさいよ、というものである。何か起きたときのリスクを考えると、今はこの補助金を使って、イベントできるような状況ではない。先ほど説明を受けたコロナ対策の事業の予算は、ほとんどが国からの予算なので、今回は西脇独自の予算で、西脇市の実情に適した事業を組んでほしい。そうすれば厳しい縛りなくイベントなどの事業が行えると思う。

⇒国が決めた補助メニューの事業と、自由に使っていいものがある。また、ちょうど今日国から3次補正の話も出てきた。それに合わせて、予算化を提案できるかもしれない。具体的な事業の提案をしてほしい。

- ・ポイントシール事業が一番効果があった。
- ・以前には芸能人（落語家）を呼んだイベントが好評だった。

④ プレミアム付き商品券について・・・コロナ対策というなら、目的をはっきりすべき

- ・目的が、生活支援のための30%なのか、商店会に対する景気対策のための30%なのか、はっきり分けてほしい。資料には、商業活性化支援事業（市民買い物応援発行事業補助金）とあり、両方の目的が重なっている。景気対策であるなら、景気対策に絞ってほしいし、今回のコロナの場合は、事業者でも、景気のいいところと悪いところがはっきり分かれている。コロナ対策というなら、事業が痛んでいる業種に回る、はっきりわかるような支援事業にしてほしい。（好調のスーパー、ドラッグストアと、不調の飲食店をはっきりわけべき）

⇒今回は、最後に抽選会を行う予算 2,000万円を組み、市内業者に回すようにしている。

⇒大型店舗との共生の問題は、難しい永遠のテーマである。行政側も少しでも大型店舗に流れることを食い止めるよう地元商店への配慮は当然考えてはいるが、消費者心理と、お店側の心理が交錯する非常に難しい事業である。解決策に試行錯誤している。

⑤ ポイントシール事業について

- ・非常に効果があった。購買意欲を持ってもらえる。
- ・満点の 1,000円券を 1,100円で受け取る対応をした店舗もあった。
- ・ポイントシール事業は、今まで行ったことのないお店に行くというのも一つの目的である。
- ・今後も還元率が10%ならやらない方がまし。10%ボーダーラインだ。20%がいいと思う。
- ・3商店会合同でできる形が良い。
- ・プレミアム付き商品券は、買い物したら1回で終わるが、ポイントシール事業は、ポイントを集めるのが目的であるため、2回3回とリピートにつながる効果があることが良い。
- ・シールが無いということが多発した。予算の問題もあるが、シールじゃなくハンコを押すというやり方はどうだろうか。
- ・シールが後1枚足りないという場合など、ビンゴの真ん中を開けるのと同じ発想でシールなしでも対応するとか、店舗の工夫もあっていいんじゃないか。

⇒貯まったポイントを口数として、後で抽選会をするとかもありかもしれない。

- ・プレミアム付き商品券が金持ち施策だと思われたりするの、今のやり方が、生活支援なのか、景気対策なのかははっきり分けてないからだ。景気対策をしようと思えば、お金を持っている人に使ってもらわないと、景気対策にならない。そういう意味でも、生活支援と景気対策ははっきり分けた事業にすべきだ。

⑥ その他

- ・今回の補助金の件では、商工観光課はよく回ってきてくれて、頑張ってくれたと思う。

三つの商店会との課題懇談会を受け、総務産業常任委員会から代表者会議へ提案した事業は以下のとおり。

1. 令和3年度予算対応が必要なもの

■ 県予算がなくとも市単独事業としてポイントシール事業を行う ■

予算額は 1,800万円～ 3,000万円

600万円（当年度の半額）～ 1,000万円×3（商店会）

（理由・背景）

3商店会ともポイントシール事業への評価が高かった。

予算半額でも良いので継続をとの声もあり。

ただし、還元額については10%でも意味があるという意見（西脇商連）と20%でないと意味がないという意見（しばざくら）あり。

コロナ禍におけるV字回復フェーズ対策の他に市制15周年記念事業としても有効。

市単独の場合、三つの商店会を連携させて実施すべき（消費者が使いやすいように）

ポイント満額未達の消費者のためにポイント口数に応じた抽選会を行うなど工夫が必要。

■ クーポン券発行事業もしくは商品券配布事業の検討 ■

個人単位で 3,000円～ 5,000円の発行を検討してみてもどうか。

（理由・背景）

エールプレミアム商品券事業に対し、購入が難しい低所得者対策を！との声も多かった。

2. 予算を伴わない又は中長期的な対応が必要なもの

- ・ paypay 等のQRコード決済システムを使った事業の検討（例：加西市）
- ・ 上記に加え、マイナポイントとの連携事業（国からの支援も期待できる？）
- ・ 大型店舗へ消費者が流れる対策（プレミアム商品券・ポイントシール事業等）

3. 総務産業常任委員会で所管事務調査を行う事項

- ・ 商業集積特区（新庁舎周辺での起業・店舗誘致）について

最終的に西脇市議会から西脇市長への提言内容は以下のとおり。

令和2年度西脇市議会新型コロナウイルス感染症対策事業に関する事業提案について

本市議会では、定例会のほか、5月、7月及び8月の臨時会において、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策事業を審議し、必要となる予算を成立させてきました。

これにより、大きな影響を受けている市民や事業者を対象に、様々な事業が実施されているところです。

この度、本市議会では、市内8地区の地区区長会及び市内3商店会と懇談し、これまで実施してきた事業の効果や課題、更には、今後必要と思われる新たな事業等について意見を伺い、下記のとおり事業提案としてとりまとめました。

つきましては、この内容を十分御留意いただき、特段の御配慮をいただきますよう申し入れます。

記

- 1 令和2年度12月補正予算対応すべき事項
公民館のコロナ対策備品・消耗品の支給
・マスク、消毒液、非接触体温計等の備品の購入支援は、今後各自治会でイベント開催が増加するに従い必要である。
<予算案>
世帯割 600万円、均等割 400万円 合計 1,000万円
- 2 令和3年度予算対応すべき事項
ポイントシール事業の実施（県予算がなくとも市単独事業で）
・3商店会ともポイントシール事業への評価が高かった。
・コロナ禍におけるV字回復フェーズ対策の他に市制15周年記念事業としても有効である。
・市単独の場合、3つの商店会の連携やポイント満額未達の消費者のためにポイント口数に応じた抽選会を行うなど工夫した実施を望む。
<予算案>
1,800万円～3,000万円
【600万円（当年度の半額）～1,000万円×3（商店会）】
- 3 令和3年度検討すべき事項
 - (1) 公平性の点からクーポン券発行事業又は（無償の）商品券配布事業の検討
・個人単位で3,000円～5,000円の発行（他の自治体でも事例があり、これらを参考に実施の検討）
 - (2) 中止しているイベントの再開と予算の確保
・本年度中止したイベントについては、来年度は予防対策をしながら、再開に向け努力する。

8 地区との課題懇談会から市への提案事項

1. 令和2年度12月補正予算対応すべき事項
 2. 令和3年度予算対応すべき事項
 3. 令和3年度検討すべき事項
 4. 新型コロナウイルス感染対策以外での確認事項や検討事項
- } 前回の議員協議会で協議済み

○新庁舎周辺の賑わいづくり

⇒商業集積特区への指定や新庁舎周辺での起業・店舗誘致などについて、所管事務調査を行います。(総務産業常任委員会)

○結婚新生活支援事業補助金について

⇒加東市や多可町では実施していますが、西脇市では実施していません。担当の常任委員会で検討の要否について検討します。(文教民生常任委員会)

○共聴アンテナについて (黒田庄)

共聴アンテナが老朽化するとともに、組合の加入者が減少してきた等で維持管理が難しくなっている。

⇒市でも対策を検討しており、状況を確認します。(総務産業常任委員会)

○その他

- ・移住促進事業への取組内容の近隣自治体との比較やパンフレット(各市の冊子)の確認
- ・山林の地籍調査について
- ・ため池(個人所有)の補修について

以上

第 141 回播磨内陸医務事業組合議会定例会報告

報告 浅田康子

開催日時 令和 2 年 10 月 15 日 (木) 午後 2 時 30 分

開催場所 播磨看護専門学校

出席議員 坂部武美、浅田康子

諸般の報告

(1) オープンキャンパスの実施

実施日 8 月 1 日 (土) 10 時から 12 時

参加者 高校生 36 人 社会人 13 人 保護者の参加は中止

内 容 学校紹介、教員との交流会

(2) 令和 3 年度 入試 (定員 35 名) の募集要項

・推薦、社会人

募集期間 令和 2 年 10 月 30 日～令和 2 年 11 月 6 日

募集人数 推薦・社会人合計 15 名程度

入試 令和 2 年 11 月 14 日 (土)

・一般

募集期間 令和 2 年 11 月 24 日～令和 2 年 12 月 15 日

募集人数 20 名程度

入試 令和 3 年 1 月 8 日 (金) ～9 日 (土)

(3) 今年度卒業予定者の進路状況

・卒業生 31 人全員が看護師国家試験に合格

・進路は市立西脇病院 10 人、市立加西病院 6 人、加東市民病院 3 人、多可赤十字病院 1 人、大山記念病院 1 人、9 人が県内の病院に就職し、1 人が県外の学校に進学

認定第 1 号 令和元年度播磨内陸医務事業組合一般会計決算の認定の件

質疑応答

・本校の課題は入学者の確保である、特色をどのようにアピールしていくのか

⇒本校は地域と密接な関係を持っている、進路を選ぶとき①家族の助言②先輩からの口コミ③教師との信頼関係④国家試験合格率などが考えられる、これらが特色と考えている。

・建物の耐用年数がR8年度になる、どのように考えているのか

⇒耐震化は完了している、今後検討していく

採決の結果、全員一致して認定。

第5号議案 貸与した就学資金の返還の免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件

1 改正の趣旨

就学資金の返還免除対象病院に新たに多可赤十字病院を加え、播磨内陸医務事業組合を構成する3市1町圏域内において、それぞれの市町の地域医療の中心になる病院へ本校卒業生の就職を促し、圏域内の医療提供体制の安定と充実を図る。

2 改正の概要

現在の修学資金貸与返還免除対象病院は3病院であるがこれらに1病院を加える

①西脇市立西脇病院 ②市立加西病院 ③加東市民病院 ④多可赤十字病院

3 施行期日

令和3年4月1日から施行

第6号議案 令和2年度播磨内陸医務事業組合一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算の総額から、歳出予算それぞれ2,689千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ149,354千円とする

質疑応答

・生活困窮学生支援補助金として40万円の交付金がある、学生にどのように分けていくのか

⇒趣旨に合うか事業計画を提出しているところ、出来るだけ多くの学生に届くようにしたい

採決の結果、第5号議案・第6号議案は全員一致して可決。

わかあゆ園議会・第128回定例会 報告

村井 正信

と き 令和2年10月22日(木) 午前10時30分から午前11時45分

ところ 北播磨こども発達支援センター(わかあゆ園)

参加者 寺北健樹、村井正信

報告

- ・4月1日より園長として加西市民病院の小児科医である水戸敬医師が就任された。今まで障がいを持つ子どもの診療を中心に行ってきたとのことである。4月早々園児一人一人の状況を時間をかけて診察して、障がいの程度の把握に努めたと報告があった。
園長挨拶の中で、わかあゆ園は医療型のこども発達支援センターであるが、今後福祉型に診療所を加える形にすることで診療費の増が凶れ、今後検討課題としていきたいと挨拶された。

- ・人事案件 副議長に寺北建樹議員が就任

・諸般の報告

安田管理者より、本年3月24日に小野市長から脱退予告通知が出された、との報告がなされた。

認定第1号

- ・令和元年度北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園一般会計歳入歳出決算の認定の件
 - ・歳入決算額 91,342,513円
 - 歳出決算額 86,096,211円
 - 差引残高 5,246,302円(基金へ2,700千円、次年度繰越金2,546千円)
- 採決結果 全員賛成

- ・診療報酬が当初予算17,868千円に対し収入済額 9,962千円となった。その理由は、宇都宮園長が体調不良で診療業務に従事できなかったことと言語聴覚士や臨床心理士の休職等で診療ができずに減額となったため、財政調整基金より 6,339千円繰り入れた。
- ・わかあゆ園の今後について
 - ・令和4年3月31日に小野市が脱退することになるが、管理者として今後の方向性を考えているのか、との質問に対し、管理者からまだ時間があ

り、今後3市においてわかあゆ園を守り育てていくように検討していくとの答弁があった。

- ・令和元年9月に小野市を含めた4市の担当で「わかあゆ園の今後のあり方に関する検討報告書」を作成しているが、小野市が脱退したことによる変更はあるのかとの質問に対し、事務長より園長も正式に決まり「報告書」の変更はない、とのことであった。

第5号議案

- ・令和2年度北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園一般会計補正予算（第1号）
 - ・補正予算額 3,034千円
 - 歳入歳出額 104,205千円を 107,239千円とする
 - 採決結果 全員賛成
- ・コロナウイルス慰労金 800千円（@5万円×16人）
- ・施設全体を改善するため建築士に見直し業務を委託 500千円
（令和3年度以降予算を見ながら順次修繕・改築していく）
- ・日本医師会・兵庫県医師会への負担金 222千円
（今までの園長は地元医師であり、園長がそれぞれの負担金を納付していた。新園長は勤務医であり負担金は加西病院で納付とのこと。今回地元医師でないため、新たに負担することになった。）

議員協議会での検討事項

- ・採決時に反対討論を行うことについて
- ・本年2月21日開催の第127回定例会において、高坂議員が議案に対しての質問をした。その後事務長や管理者の答弁があり、高坂議員は納得したと感じた（村井正信私見）。しかし、実際は反対した。賛成・反対はそれぞれの信念に基づいて行うもので尊重すべきものだ。しかし、何の討論もなく反対というのは、違和感がある。今後の対応として、反対の場合はその理由として討論をすべきと提案。

↓

協議の結果、採決時に反対討論を行うとの結論を得た。

療育の実績

【医療型児童発達支援事業】

(1) 利用者定員 1日40名

(2) 施設の利用状況

①市別契約児数(単位:人)

※各月月末現在

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 西脇市 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 78 |
| 小野市 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 132 |
| 加西市 | 5 | 5 | 6 | 7 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 7 | 7 | 7 | 84 |
| 加東市 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 10 | 10 | 10 | 10 | 112 |
| 合計 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 35 | 35 | 36 | 35 | 35 | 35 | 406 |

②年齢別利用状況(単位:人)

※満年齢

| 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳 | 合計 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 4 | 10 | 5 | 4 | 12 | 35 |

③月別利用状況

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年計 | |
|--------------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 当月新規契約児数 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | | | | 8 | |
| 当月契約終了児数 | | | | | | | | | 1 | | | 16 | 17 | |
| 開園日数 | 20 | 19 | 20 | 22 | 18 | 19 | 21 | 20 | 20 | 19 | 18 | 20 | 236 | |
| 当月利用児童数 | 27 | 28 | 25 | 28 | 29 | 32 | 32 | 35 | 35 | 33 | 33 | 32 | 369 | |
| 延利用者数(人) | 予定 | 175 | 188 | 172 | 201 | 159 | 161 | 217 | 214 | 214 | 194 | 191 | 225 | 2,311 |
| | 実績 | 140 | 147 | 159 | 158 | 129 | 141 | 152 | 172 | 180 | 150 | 149 | 160 | 1,837 |
| 1人平均利用日数 | 5.2 | 5.3 | 6.4 | 5.6 | 4.4 | 4.4 | 4.8 | 4.9 | 5.1 | 4.5 | 4.5 | 5.0 | 5.0 | |
| キャンセル(欠席) | 35 | 41 | 13 | 43 | 30 | 20 | 65 | 42 | 34 | 44 | 42 | 65 | 474 | |
| 前年度実績 | 200 | 238 | 237 | 210 | 211 | 179 | 234 | 198 | 195 | 178 | 171 | 195 | 2,446 | |
| 1日平均利用児童数(人) | 予定 | 8.8 | 9.9 | 8.6 | 9.1 | 8.8 | 8.5 | 10.3 | 10.7 | 10.7 | 10.2 | 10.6 | 11.3 | 9.8 |
| | 実績 | 7.0 | 7.7 | 8.0 | 7.2 | 7.2 | 7.4 | 7.2 | 8.6 | 9.0 | 7.9 | 8.3 | 8.0 | 7.8 |
| 前年度実績 | 10.0 | 11.3 | 11.3 | 10.0 | 10.6 | 9.9 | 9.9 | 9.4 | 10.3 | 9.4 | 9.0 | 9.8 | 10.1 | |

④在籍期間別利用状況(単位:人)

| 6か月未満 | 6か月以上 1年未満 | 1年以上 2年未満 | 2年以上 3年未満 | 3年以上 4年未満 | 4年以上 5年未満 | 5年以上 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------|
| 1 | 7 | 8 | 7 | 7 | 3 | 2 |

⑤行事別参加状況(単位:人)

| 区分 | 園児 | 保護者 | その他 | 合計 | 内容 |
|---------|----|-----|-----|-----|--|
| 緊急避難訓練 | 11 | 11 | 2 | 24 | 調理室から出火を想定した避難訓練(第1回) |
| 運動会 | 16 | 24 | 45 | 85 | 滝野体育センターで実施 |
| わかあゆまつり | 15 | 27 | 119 | 161 | 夜店、歌のお姉さんのコンサート等 |
| 緊急避難訓練 | | | 2 | 2 | 体育室から出火を想定した避難訓練 AED講習(第2回) 職員のみで実施 |
| 遠足 | 16 | 16 | | 32 | 神戸どうぶつ王国 |
| 餅つき | 11 | 11 | 6 | 28 | ボランティア(洋上大学OB等6名) |
| クリスマス会 | 29 | 31 | 4 | 64 | イオンリテール社店からクリスマスプレゼント ピアノ・エレクトーンコンサート |
| 豆まき | 10 | 11 | 2 | 23 | 播州成田山から訪問 |
| 卒園式 | 14 | 17 | | 31 | |

③障害種別 (単位:人)

| | |
|-------|----|
| 肢体不自由 | 18 |
| 知的障害 | 6 |
| 発達障害 | 11 |

※主とする障害種別で分類

⑤身障手帳別 (単位:人) (身体)

| | |
|----|---|
| 1級 | 9 |
| 2級 | 2 |
| 3級 | |

⑥療育手帳別 (単位:人) (知的)

| | |
|----|----|
| A | 10 |
| B1 | 6 |
| B2 | 1 |

④医療的ケアの状況 (単位:人)

| | |
|----------|---|
| 酸素投与 | 2 |
| 経管栄養 胃ろう | 1 |
| 経管栄養 経鼻 | 2 |
| 気管切開 | 1 |
| 人工呼吸器装着 | |
| 喉頭気管分離術 | |
| 口腔・鼻腔内吸引 | |
| 気管内吸引 | 1 |
| 導尿 | |
| その他 | |

※重複あり

⑦保育園等の並行利用状況 (単位:人)

| 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳 | な利 し用 |
|----|----|----|----|----|----|----|----------|
| | | | 4 | 2 | 4 | 9 | 16 |

保育園等: 保育園、幼稚園、認定こども園

⑧他の障害児通所支援事業所の利用状況 (単位:人)

| | | | |
|----|---|----|----|
| あり | 9 | なし | 26 |
|----|---|----|----|

※障害児通所支援事業所…通所受給者証の支給決定を受け利用している通所支援事業所

(4) 月別療育の状況 (令和1年度)

| 区 分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年計 | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 延保育人数 | 140 | 147 | 159 | 158 | 129 | 141 | 152 | 172 | 180 | 150 | 149 | 160 | 1,837 | |
| 延訓練 回数 (実績) | PT | 46.5 | 48.0 | 53.5 | 60.0 | 38.0 | 46.5 | 55.0 | 59.5 | 63.5 | 59.5 | 49.5 | 21.0 | 600.5 |
| | OT | 39.5 | 51.0 | 55.5 | 67.0 | 43.0 | 57.0 | 67.0 | 61.5 | 55.0 | 48.0 | 44.0 | 24.5 | 613.0 |
| | ST | 65.0 | 59.5 | 43.5 | 3.0 | 18.0 | 22.5 | 26.0 | 16.0 | 7.0 | 6.0 | 24.0 | 21.5 | 312.0 |
| | 合計 | 151.0 | 158.5 | 152.5 | 130.0 | 99.0 | 126.0 | 148.0 | 137.0 | 125.5 | 113.5 | 117.5 | 67.0 | 1,525.5 |
| 前年度実績 | 226.5 | 246.0 | 243.0 | 231.0 | 216.5 | 164.5 | 202.0 | 189.5 | 180.0 | 173.5 | 174.5 | 198.0 | 2,445.0 | |
| 整形外科診察(人) | 2 | 5 | 2 | 6 | 3 | 6 | 4 | 8 | 5 | 5 | 7 | 3 | 56 | |
| 補装具製作(件) | | | | | 1 | 3 | | 2 | 7 | | | | 13 | |
| 心理相談 | 2 | 4 | 1 | 2 | 2 | | 1 | 3 | | | | | 15 | |
| 発達検査 | | | 2 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | | | | 6 | |
| グループワーク (参加人数) | 2 | | | 6 | | 4 | 5 | | 6 | | | | 23 | |
| 延給食提供回数 | 137 | 141 | 138 | 149 | 105 | 130 | 150 | 151 | 167 | 143 | 149 | 140 | 1,700 | |
| 前年度実績 | 197 | 219 | 235 | 208 | 188 | 177 | 205 | 184 | 178 | 173 | 167 | 173 | 2,304 | |
| 通園バス運行日数 | 5 | 6 | 2 | 5 | 4 | 2 | 7 | 6 | 5 | 9 | 9 | 6 | 66 | |
| 前年度実績 | 7 | 13 | 6 | 11 | 11 | 12 | 11 | 12 | 9 | 5 | 5 | 5 | 107 | |

理学療法士 physical Therapist (PT)
 作業 " Occupational Therapist (OT)
 言語聴覚士 Speech Therapist (ST)

第 36 回北はりま消防組合議会定例会の報告

報告 浅田康子

開催日：令和 2 年 10 月 27 日（火） 午前 10 時 30 分から

開催場所：北はりま消防組合 西脇消防署大会議室

出席議員：寺北建樹、浅田康子

認定第 1 号 令和元年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件

質疑 職員研修の派遣人数の増減の理由

答弁 初任教育は新入の人数によるもので、2 年前は 0 人、R 元年度は 7 人であった

採決の結果、全員一致して認定

議員提出第 1 号議案 北はりま消防組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定

提出者 北はりま消防組合議会議員 丸岡弘満（加西市議会）

”

山本通廣（加東市議会）

1 改正理由

議員が会議に出席できないときの理由として、「事故」以外に「出産」による欠席を規定するとともに、議員の一般質問及び緊急質問を可能とするため

2 改正内容

第 2 条（欠席の届出）に第 2 項として出産を理由とする欠席届の提出についての規定を設け、一般質問、緊急質問及び質問に係る準用規定を第 47 条、第 48 条、第 49 条として新たに追加した。

またそれに伴い改正前の第 47 条以降の条文の繰り下げ及び目次の修正を行うとともに、標準市議会会議規則に準じて、条文中に引用する条の次に見出しを加える改正を追加した

質疑等無く 採決の結果、全員一致して可決

令和元年度

北はりま消防組合一般会計
歳出入歳出決算書

歳入

(単位：円)

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 |
|------------|----------|---------------|---------------|---------------|-------|-------|---------------|
| 1 分担金及び負担金 | | 2,399,128,000 | 2,399,128,000 | 2,399,128,000 | 0 | 0 | 0 |
| | 1 負担金 | 2,399,128,000 | 2,399,128,000 | 2,399,128,000 | 0 | 0 | 0 |
| 2 使用料及び手数料 | | 2,114,000 | 3,726,850 | 3,726,850 | 0 | 0 | 1,612,850 |
| | 1 手数料 | 2,114,000 | 3,726,850 | 3,726,850 | 0 | 0 | 1,612,850 |
| 5 財産収入 | | 121,000 | 93,939 | 93,939 | 0 | 0 | △27,061 |
| | 1 財産運用収入 | 120,000 | 93,939 | 93,939 | 0 | 0 | △26,061 |
| | 3 担保金利息 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 |
| 8 繰越金 | | 10,905,000 | 10,904,619 | 10,904,619 | 0 | 0 | △381 |
| | 1 繰越金 | 10,905,000 | 10,904,619 | 10,904,619 | 0 | 0 | △381 |
| 9 諸収入 | | 5,629,000 | 5,816,705 | 5,816,705 | 0 | 0 | 187,705 |
| | 1 組合預金利息 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 2 受託事業収入 | 1,409,000 | 1,409,100 | 1,409,100 | 0 | 0 | 100 |
| 10 組合債 | | 4,220,000 | 4,407,605 | 4,407,605 | 0 | 0 | 187,605 |
| | 1 組合債 | 153,500,000 | 153,500,000 | 153,500,000 | 0 | 0 | 0 |
| | 1 組合債 | 153,500,000 | 153,500,000 | 153,500,000 | 0 | 0 | 0 |
| 歳入合計 | | 2,571,397,000 | 2,573,170,113 | 2,573,170,113 | 0 | 0 | 1,773,113 |

歳 出

(単位:円)

| 款 | 項 | 予 算 現 額 | 支 出 済 額 | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 | 用 額 | 予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較 |
|---------|---|---------------|---------------|-------------|---|------------|---------------------------|
| 1 議 会 費 | | 347,000 | 229,392 | 0 | | 117,608 | 117,608 |
| 1 議 会 費 | | 347,000 | 229,392 | 0 | | 117,608 | 117,608 |
| 2 総 務 費 | | 28,571,495 | 28,126,596 | 0 | | 444,899 | 444,899 |
| 1 総 務 費 | | 28,571,495 | 28,126,596 | 0 | | 444,899 | 444,899 |
| 3 消 防 費 | | 2,245,062,000 | 2,227,650,896 | 0 | | 17,411,104 | 17,411,104 |
| 1 消 防 費 | | 2,245,062,000 | 2,227,650,896 | 0 | | 17,411,104 | 17,411,104 |
| 4 公 債 費 | | 293,581,000 | 293,554,649 | 0 | | 26,351 | 26,351 |
| 1 公 債 費 | | 293,581,000 | 293,554,649 | 0 | | 26,351 | 26,351 |
| 5 予 備 費 | | 3,835,505 | 0 | 0 | | 3,835,505 | 3,835,505 |
| 1 予 備 費 | | 3,835,505 | 0 | 0 | | 3,835,505 | 3,835,505 |
| 歳 出 合 計 | | 2,571,397,000 | 2,549,561,533 | 0 | | 21,835,467 | 21,835,467 |

歳入歳出差引残高
うち基金繰入額

23,608,580 円
12,000,000 円

実質収支に関する調書（北はりま消防組合一般会計）

(単位：千円)

| 区 | 分 | | 金 | 額 |
|------------------------------------|-----------|------|---|-----------|
| | 入 | 出 | | |
| 1. 歳入 | | 総 | | 2,573,171 |
| 2. 歳出 | | 総 | | 2,549,562 |
| 3. 歳入 | | 差 | 引 | 23,609 |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源 | (1) 継続費 | 通次繰越 | 額 | 0 |
| | (2) 繰越明許費 | 繰越 | 額 | 0 |
| | (3) 事故繰越し | 繰越 | 額 | 0 |
| | | 計 | | 0 |
| 5. 実質 | | 収 | 支 | 額 |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 | | | | 23,609 |
| | | | | 12,000 |